

## 日本生物教育学会ロゴマーク使用規程

### (趣旨)

第1条 この規定は、一般社団法人日本生物教育学会（以下、学会）が定める、日本生物教育学会ロゴマーク（以下、ロゴマーク）の使用および管理に関し、必要な事項を定めるものである。

### (ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークの著作権等一切の権利は、日本生物教育学会に帰属する。

### (使用の範囲)

第3条 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 日本生物教育学会の会員（正会員、学生会員、協賛会員等）
- (2) その他、学会がロゴマークの使用を認めた者（個人・団体）

### (使用申請)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者（以下、「使用申請者」という。）は、あらかじめ、「日本生物教育学会ロゴマーク 使用申請書」（様式第1号）を日本生物教育学会会長（以下、「会長」）に提出し、その許可を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- (1) 学会が使用するとき。
- (2) 日本生物教育学会の会員（正会員、学生会員、協賛会員等）が学会の活動のPRを目的として、ロゴマークのデザインをアレンジすることなく使用するとき。
- (3) その他、会長が特に申請を要しないと認めたとき。

### (使用承認)

第5条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、「日本生物教育学会ロゴマーク使用承認通知書」（様式第2号）により、ロゴマークの使用を承認するものとする。この場合において、会長は、使用申請者に対して必要な条件を付することができる。

- (1) 学会の品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 学会の研究・普及活動の正しい理解を妨げるおそれのあるとき。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、または使用しておそれのあるとき。
- (4) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき。

(5) 宗教的行事・活動および政治的活動等に使用し、または使用するおそれのあるとき。

(6) その他会長が使用について不相当と認めたとき。

#### (使用条件)

第6条 前条に定めるものは、次の各号に掲げる内容に該当する場合を除き、学会の教育・研究活動推進のため、ロゴマークを使用することができる。この場合において、学会への使用申請は要しない。ただし、(4)については、学会と連携して行う取組において使用するなど、ロゴマークを使用することが適当であると会長が事前に認める場合は、使用することができる。

(1) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用すること。

(2) 法令や公序良俗に反するものに使用すること。

(3) 特定の個人等の売名に使用すること。

(4) 営利目的に使用すること。

(5) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること。

(6) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用すること。

(7) 学会のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。

#### (使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は無料とする。

#### (遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第6条に定める使用条件に従うこと。

(2) 使用に関する権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。

(3) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと。

#### (使用者の責任)

第9条 使用者がロゴマークの使用により学会に損害を与えた場合、学会はその賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに学会に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、学会は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

#### (使用の禁止)

第10条 使用者が第4条に定める使用条件に反する使用を行った場合その他ロゴマークを使用することが適当でないと会長が認めた場合、会長は当該使用者に対しロゴマークの使用を禁止することができる。

(その他)

第11条 この使用規程は、会長が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、使用規程が変更された場合、使用者は変更後の使用規程に従わなければならない。

附則

この規定は、令和6年5月1日から施行する。